

令和7年度 鳥取県東京本部会計年度任用職員（事務員） 採用試験募集案内

◆鳥取県政策戦略本部政策戦略局東京本部◆

住所 〒102-0093 東京都千代田区平河町2-6-3 都道府県会館10階 電話 03-5212-9077
<https://www.pref.tottori.lg.jp/tokyoffice/>

1 受付期間・試験日時・試験会場・試験結果発表日

受付期間	令和7年1月15日（水）～ 1月29日（水） ◎「8 受験申込手続き」に記載のとおり、郵送又は持参で申込みができます。 ◎郵送の場合は、令和7年1月29日（水）必着 ※午後5時15分までに申込先に到着したことが確認できるものに限り受け付けます。 ◎持参による場合の受付時間 午前8時30分～午後5時15分 土・日曜日・祝日は、閉庁日のため受け付けておりません。
試験日時 試験会場	【人物試験】 試験日：令和7年2月13日（木） 場 所：都道府県会館（東京都千代田区平河町2-6-3） ※試験時間及び場所は、書類選考の結果通知に記載してお知らせします。
試験結果 発表日	令和7年2月18日（火）（予定）

2 募集職種・採用予定者数・職務内容・勤務場所

募集職種	鳥取県会計年度任用職員（事務員（一般事務））
採用予定者数	1名
職務内容	・観光に関する案内、相談への対応業務 ・アンテナショップ貸出スペースの利用案内及び受付等に関する業務 ・アンテナショップにおける広報に関する業務 ・アンテナショップにおいて行われる各種催事に係る補助的業務 ・アンテナショップの庶務に関する業務
勤務場所	鳥取県・岡山県共同アンテナショップ「とっとり・おかやま新橋館」 （東京都港区新橋1-11-7 新橋センタープレイス2階）

3 受験資格

- 年齢、性別を問いません。
- 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条等の規定により地方公務員となることができない人は受験できません。
 - 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
 - 鳥取県職員として懲戒免職処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人
 - 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
 - 地方公務員法附則（平成11年12月8日法律第151号）による経過措置としての準禁治産者
- 日本国籍を有しない人については、活動に制限のない在留の資格を取得している人又は採用日前日までにこの資格を取得する見込みの人に関限り受験できます。

4 求める人材

鳥取県に関心のある人で、次のいずれにも該当する人。

- ・鳥取県及び岡山県の観光や物産に興味や関心を有すること。
- ・パソコンを用いて Word、Excel、電子メール等による事務ができること。

5 試験内容

試験種目	配点	内 容
書類選考	100点	申込書、自己PR調書及び作文に基づく審査
人物試験	200点	個別面接による口述試験（約10分）

6 任用期間

令和7年4月1日 ～ 令和8年3月31日（予定）

※従事業務が翌年度も継続された場合に限り、勤務成績その他の事情を踏まえ、翌年度も引き続き任用が更新されることがあります。（再度の任用4回まで）

7 勤務条件（予定）

給 与	<p>○報酬 時間額 1,830円 ※採用前の職務歴によっては加算される場合があります。 ※県一般職の給料月額の設定に準じて改定するため、任期途中で改定する場合があります。</p> <p>○期末勤勉手当 期末手当：報酬の月額相当額の2.21月（6月期：1.105月分、12月期：1.105月分） 勤勉手当：勤務成績に応じて支給 ※在職期間に応じて所定の割合を乗じた額を支給します。 （例：令和7年4月1日採用の場合の割合 6月期：100分の30、12月期：100分の100） ※県一般職の期末勤勉手当の設定に準じて改定するため、任期途中で改定する場合があります。</p> <p>○費用弁償（通勤手当） ・通勤距離片道2km以上の場合に支給します。 ※交通機関利用者は定期券と回数券のうち、通勤回数に応じた安価な方の額により、1月当たり55,000円を限度として支給します。 ※自家用車等使用者は、使用距離に応じて、月額1,295円から40,557円までの範囲内で支給します。 ※制度改正があった場合は、それによります。</p>
福 利	<p>健康保険、厚生年金保険、雇用保険、公務災害補償の対象となります。 ※加入条件を満たす場合に限る。</p>
休 暇	<p>次に掲げる休暇を取得できます。</p> <p>(1) 年次有給休暇 任用期間等に応じた年次有給休暇（最大1年間に10日間）が付与されます。</p> <p>(2) 特別休暇等 公民権の行使、忌引、産前・産後（各8週）などの特別休暇等があります。 ※有給休暇と無給休暇があります。</p>

勤務形態 勤務時間	週 30 時間（休憩時間は除く）の勤務で、1 週間の勤務は原則として次のとおりとなります。 <ul style="list-style-type: none"> ・午前 9 時 45 分～午後 6 時 15 分× 4 日（休憩時間 1 時間） ・原則として、鳥取県・岡山県共同アンテナショップの休業日（12/31～1/3）は、勤務を要しない日とします。ただし、業務上の必要から、これらの日に勤務をしていただく場合があります。
--------------	---

◎上記は現時点における勤務条件であり、採用時までには制度改正又は給与改定があった場合は、それによります。

8 受験申込手続

提出書類等	次の書類を全て提出してください。なお、申込書の記載に不正や虚偽があったときは、受験を無効とし、合格発表後であっても合格を取り消します。 (1) 申込書（別紙様式）※顔写真を貼り付けてください。 (2) 自己 PR 調書（別紙様式） (3) 作文（A 4 縦長横書） 最近の出来事で印象に残ったこと、もしくは観光相談や観光案内について思うこと などについて、横 40 字縦 30 行以内で自由に記述してください。 なお、Word 等の文書作成ソフトにより作成し、冒頭に氏名を記載してください。 (4) 返信用封筒（宛先を明記し、110 円切手を貼ること。）
申込先	上記の提出書類等（1）～（4）を、【書類提出先】へ郵送又は持参により申し込んでください。 なお、提出書類等の封筒の表に「鳥取県会計年度任用職員 応募書類在中」と朱書きしてください。 ※提出書類は返却しません。 【書類提出先】 〒102-0093 東京都千代田区平河町2-6-3 都道府県会館 10 階 鳥取県東京本部あて

9 試験結果の発表

(1) 書類選考

提出のあった申込書、自己 PR 調書及び作文を審査し、一定の点数に満たない者は不合格となり、面接試験は受けられません。

なお、書類選考の結果は応募者全員にお知らせし、人物試験を受けられる方には試験の開始時間及び会場等をお知らせします。

(2) 人物試験

人物試験の受験者は、指定された時間に会場へお越しください。（遅刻した場合は受験できません。）

なお、試験会場及びその周辺は駐車場がありませんので、公共交通機関等を利用してお越しください。

また、試験会場は禁煙です。

(3) 合格決定

書類選考及び人物試験の点数を合計し、点数の高い方を合格者として決定します。

(4) 試験結果の通知

最終選考結果は 2 月 18 日（火）に発送するとともに、合格者の受験番号を同日正午に鳥取県東京本部ホームページに掲載します。最終選考結果の通知が 2 月 25 日（火）までに届かない場合は、電話（03-5212-9077）により連絡してください。

10 試験結果の開示

この採用試験の結果は、鳥取県個人情報保護条例（令和 4 年鳥取県条例第 29 号）第 14 条第 1 項の規定により、指定された窓口で開示を請求することができます。

なお、電話、はがき等による請求では開示できませんので、受験者本人が直接開示場所へお越しくだ

さい。(その際、運転免許証、学生証等、写真により受験者本人が確認できるものを持参してください。)

開示請求ができる者	開示の内容	開示期間	開示場所
受験者本人	試験の合否、順位及び 得点	試験結果発表日から1 月間	鳥取県東京本部 (都道府県会館10階)

11 採用方法

- (1) 令和7年4月1日(火)に鳥取県東京本部にて辞令交付の後、着任していただく予定です。
- (2) 合格者の辞退や取り消し等により合格者が採用にならない場合のため、合格者の他に補欠合格者を出す場合があります。この場合は令和7年3月31日(月)までの間に合格者としての繰り上がり採用を行う場合があります。

12 個人情報の取扱

本試験に関して収集した個人情報については、本試験の選考、試験結果通知書の発送及び採用手続き以外には利用しません。